

一般質問発言通告書

発言順位 8 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

2014年 9月 9日

三島市議会議長 土屋俊博様

三島市議会議員 24番 金子正毅



質問事項1	改めて「障害者控除対象者認定書」発行の現状と課題について
具体的内容	
<p>介護保険の要介護認定者に対する「障害者控除対象者認定書」の発行については、平成14年3月定例会における議案質疑及び代表質問、同年6月定例会一般質問、翌平成15年2月定例会一般質問、さらに平成19年2月定例会の一般質問等で取り上げ、繰り返し制度の周知徹底と当該認定書発行の改善を求めてきたところである。</p> <p>今回の質問に当たり当局から取り寄せた最近の資料を見る限り、その後の状況が改善されているとは言い難く、本来「認定書が交付されるべき対象」の方々に認定書が行き届いていない実態を示すものとなっている。</p> <p>この最大の原因は、これまでの質問で指摘しているように、法律上「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除」の対象となるべき人たちにその制度が十分周知されていないことにあると考える。</p> <p>そこで、「障害者控除対象者認定書」発行の現状と今後の取り組みについて次の点を伺う。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護1～要介護5の認定者数と「障害者控除対象者認定書」の発行件数はどうか。 2. この間「障害者控除」の制度を市民に周知する上で何らかの工夫を試みてきたか。 3. 「障害者控除対象者認定書」発行数の現状を当局はどのように認識しているか。 4. 具体的事例として、「同居特別障害者」を扶養している方の控除はいくらになるか。 5. 全国的な先進例を参考にして、制度の周知徹底を図ることを考えたかどうか。 	
質問事項2	市内全小中学校に配置されている学校司書の役割と待遇の改善について
具体的内容	
<p>三島市は、16年前の平成10年度（1998年）から学校図書館への専任職員の配置に取り組み、初年度4人の体制でスタート、その後順次増員が図られ、平成18年度には市内全小中学校に専任職員（学校司書）が配置されたものの、雇用条件など待遇の改善は遅々として進んでいない。</p> <p>学校図書館における専任職員の教育的役割については、日本図書館協会などの関係方面から種々の提言が出され、本年6月の「学校図書館法」改正時には衆参両院で「学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努める」との附帯決議がなされている。</p> <p>このような経過を踏まえ、当市における学校司書の待遇改善に向けて、次の点を質問する。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 来年4月施行の「改正学校図書館法」の主な内容はどのようなものか。 2. 文科省協力者会議報告の「学校司書の役割・職務及び資質・能力」とは何か。 3. 学校司書の配置後、学校図書館にどのような変化と教育的効果が表れているか。 4. 三島市の学校司書の待遇・勤務条件の実態はどのようになっているか。 5. 三島市の雇用実態は学校司書の役割に照らして相応しいものであると考えるか。 6. 学校司書のみなさんが安心して働くためにも、正規雇用にすべきではないか。 	